

# 入札説明書

木津川市市有バス運行管理業務に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成26年4月15日
- 2 契約担当者 木津川市 市長 河井 規子
- 3 担当部局 木津川市建設部指導検査課  
〒619-0286  
京都府木津川市木津南垣外110番地9  
電話(0774)75-1224

## 4 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 木津川市市有バス運行管理業務
- (2) 業務番号 26-総委-1
- (3) 業務履行場所 木津川市内ほか随時指定場所
- (4) 業務概要 市有バスの車両運行業務(単価契約) 一式
- (5) 履行期間 平成26年6月1日から平成27年3月31日まで(予定)

## 5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期限の最終日から開札日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条に規定する一般旅客自動車運送事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。

(6) 平成21年度以降において、一定期間以上のバス運行業務に係る実績を有している者であること。

(7) 仕様書に示す委託条件を全て満たし、かつ本業務について誠実に履行できることを確認できる者であること。

## 6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 提出期限

平成26年5月1日（木）午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、下記の場所に郵送をすること。

ただし、(1)の期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

郵送先 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9  
木津川市建設部指導検査課

### (3) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。

ただし、証明書またはその写しは、発行後3箇月以内のものとする。なお、木津川市平成26年度物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格を有する者はエ及びオに掲げる書類の提出を省略することができる。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し

イ バス運行管理業務に係る業務実績調書

ウ 5の(7)に係る確約書

エ 申請者が法人である場合は、履歴事項全部証明書の写し

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類の写し

### (4) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成並びに提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類については、1部提出すること。

ウ 留意事項

(i) 提出された書類は、返却しないものとする。

(ii) 提出された書類は、本市において無断使用することはない。

(iii) 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。

(5) 確認申請書は様式1により作成すること。

(6) 資格審査資料は次に従い作成すること。

ア 業務実績調書

5の(6)に掲げる資格があることを判断できるバス運行管理業務に係る業務実績を少なくとも1件、様式2により作成し、契約書の写し、仕様書等の業務内容が判断できる書類を併せて提出すること。

なお、記載できる業務実績は、1契約あたり委託期間が6箇月以上のものに限る。

イ 確約書

5の(7)に係る確約書は様式3により作成すること。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日(閉庁日を除く。)を経過する日まで(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に持参した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日(閉庁日を除く。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 仕様書等に関する質問回答

(1) 質問については、指定の様式で電子メールにより木津川市建設部指導検査課へ提出すること。(e-mailアドレス: shido@city.kizugawa.lg.jp)

提出期限 平成26年5月9日(金)から平成26年5月14日(水)正午まで

(2) 回答については、平成26年5月16日(金)までに京都府木津川市ホームページのトップページ「入札・契約情報」から、本案件情報のページ上にて掲載する。

9 入札の手続等

(1) 入札書の提出期限・提出先等

ア 提出期限 平成26年5月22日(木)午後5時(必着)

イ 提出先 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9  
木津川市建設部指導検査課

(2) 入札の方法

ア 入札書及び業務費内訳書は、郵送により提出すること。

イ 郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ 郵送用の封筒には、「5月23日開札 木津川市市有バス運行管理業務 入札書在中」と朱書きすること。

エ 「入札書」と記した封筒には、入札書、業務費内訳書並びに資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

オ エの封筒を、ウの郵送用の封筒に入れる。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

### (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××,000円」とする。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

### (4) 業務費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、公告時の添付資料を参考にして、業務費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、業務費内訳書の消費税相当額を除く合計金額に一致させること。

ウ 落札決定後は、提出された業務費内訳書は返却するものとする。

### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者の行った入札

イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行なった入札

オ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

カ 開札の日時において有効な業務費内訳書を提出しない者の行った入札

キ 本市により入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札

### (6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

入札の詳細について通知する必要がある場合は、参加資格通知時に併せて通知する。

1.0 入札保証金

免除する。

1.1 契約保証金

免除する。

1.2 開札

開札は次に掲げる日時及び場所において、入札参加資格確認業者から入札担当者が抽選により決定し指名した3名の立会いで行う。

ア 開札日時 平成26年5月23日(金) 午後1時30分から

イ 開札場所 木津川市役所3階 会議室3-1

1.3 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

1.4 契約書の作成

落札者は、落札決定通知書で指定した日までに契約書を作成すること。

1.5 支払条件

(1) 前払金

無

(2) 部分払

有

(3) 随意契約により締結する予定の有無

無

1.6 関連情報を入手するための照会窓口

京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市建設部指導検査課契約検査係 電話番号 0774-75-1224

1.7 その他

(1) 入札参加者は、別添の契約書案を熟読し、入札説明書を遵守すること。

(2) 確認申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、木津川市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。